



京 都 労 働 局
平成 28 年 3 月 1 日
午前 10 時 00 分 解 禁

経済・府政・市政記者クラブ同時資料配付

担	京都労働局 労働基準部
当	監督課長 岡 嶋 静 主任監察監督官 草 川 徹 電話 075-241-3214 内線 210

京都ブラックバイト対策協議会の設置について

—京都府、京都市と連携し、各種周知啓発等の取組を展開します—

京都労働局（局長 井内雅明）は、学生の学業とアルバイトの両立が求められる状況の中、劣悪な労働環境で学生アルバイトを勤務させる、いわゆる「ブラックバイト」問題について、京都府、京都市とともに下記のとおり「京都ブラックバイト対策協議会」を設置することにしましたので、お知らせします。

記

- 協議会の名称 京都ブラックバイト対策協議会
- 設置日時 平成28年3月18日(金) 午前10時30分より
- 開催場所 京都労働局6階会議室（京都市中京区両替町通御池上る金吹町451）
- 構成機関 京都府、京都市、京都労働局
- 設置の目的 学生アルバイトを法定労働条件に満たない劣悪な労働環境で勤務させる等のいわゆる「ブラックバイト」を根絶し、その就労環境を適正なものにするとともに、学生アルバイトに過度な責任を負わせる等により学業に支障が生じることがないように、関係行政機関が連携し、京都府内の学生、事業主等に対し各種周知・啓発等の取組を実施します。
- 出席者予定者 各構成機関の担当部長級職員
(※) 会議冒頭、京都労働局長が挨拶を行います。
- その他 (1) 3月18日(金)の協議会終了後、午後2時に取組内容等の決定事項について資料配付を行います。(府政記者クラブ、市政記者クラブ、経済記者クラブの3箇所配付)
(2) 本協議会は非公開としますが、会議冒頭の撮影は可能ですので、取材を希望される場合は、京都労働局労働基準部監督課(電話 075-241-3214)まで事前にご連絡ください。